

(ロゴマーク使用ガイドラインの仮訳)

2011 国際森林年

ロゴ使用に係るガイドライン及び責任放棄申請書

国連広報委員会への報告

国連森林フォーラム事務局

2010 年 6 月

01

ロゴ使用に係るガイドライン

I. ロゴのデザイン

2011 国際森林年ロゴは、「人々のための森林」というテーマを表し、世界の森林の持続可能な経営、保全等における人間の中心的役割を称えている。デザインに含まれる図画は森林の多面的機能と必要を 360 度で示している。森林は人々に保護を与え、多様な生物の住処となる。森林は食料、医療品と水の源であり、安定した世界の気候と環境の維持に不可欠である。これら全ての要素が相まって、70 億人の人類全ての生存と幸福にとって森林が欠かせないものであることを強調している。

i. ロゴの翻訳

2011 国際森林年ロゴは 6 つの国連公用語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語）で用意されている。

国連加盟国は「2011 国際森林年」の文字を現地語に翻訳し、EPS 形式の画像を国連森林フォーラム事務局（forests@un.org）へ送付するよう求める。

国際森林年のために実施される行事や活動の際、このロゴを使用する国連組織及びその他の組織は、それらの組織のロゴと組み合わせて国際森林年のロゴを使用することが出来る。

II. ロゴの使用

i. 国連組織によるロゴの使用

国連組織は国際森林年のロゴを国連森林フォーラム事務局による事前の承認を得ることなく使用することが出来る。しかしながら報告のため、ロゴを使用した行事や情報媒体について、国連森林フォーラム事務局へ情報提供を行うべきである。外部と協力して作成する場合も含め、国連による発行物にはロゴを使うことが出来る。とりわけ、ポスター、冊子、書籍、ビデオ、プレゼンター

ション、横断幕、挿絵やアニメーションである。

02

ii. 国連以外の申請者によるロゴ使用

国際森林年のロゴは主に3種の広報的使用が想定されている。それらは①情報、②資金調達、③営利団体による使用である。国連以外の申請者は、下記の要件に従って国連森林フォーラム事務局の承認を得た上で、ロゴを使用することが出来る。

a. ロゴの情報としての使用

ロゴの情報としての使用は、①主に説明用であり、②資金調達のためでなく、③営利団体による使用でない。

ロゴを情報として使用したい申請者は全て、国連森林フォーラム事務局へ承認を得なければならない。承認を求める際、申請者は下記の情報を提要すべきである。

- ・ 申請者の身元（申請者の性質と目的）
- ・ どこでどのようにロゴを使用するか説明
- ・ ロゴの使用を申請する申請者が署名した責任免除書（05 ページ参照）

b. 資金調達のためのロゴ使用

資金調達のためのロゴ使用は、2011年に開催される国際森林年に関する活動の経費を調達するためのものである。資金調達のためのロゴ使用は非営利団体にのみ認められる。資金調達のための国際森林年のロゴを使用したい申請者は全て、国連森林フォーラム事務局の承認を得なければならない。資金調達のためのロゴ使用の許可を求める際、申請者は下記の情報を提出しなければならない。

- ・ 申請者の身元（申請者の性質と目的）
- ・ どこでどのようにロゴを使用するか説明
- ・ どのように資金調達が行われるかの説明
- ・ 予算概要
- ・ 調達した資金が国際森林年に係る活動にどのように充てられるかの説明。
- ・ ロゴの使用を申請する申請者が署名した責任免除書（05 ページ参照）

03

c. 営利団体によるロゴの使用

営利団体によるロゴの使用は、営利団体による使用、営利団体を含む者による使用、他の商業的・個人的利益を意図する使用を全て含む。国際森林年のロゴを使用したい営利団体は全て、国連フォーラム森林事務局に承認を求めなければならない。ロゴ使用の許可を求める際、申請者は下記の情報を提出しなければならない。

- ・申請者の身元（申請者の性質と目的）
- ・どこでどのようにロゴを使用するか説明
- ・ロゴ利用する地域及び国名
- ・これらの地域において申請者が生産又は販売する製品やサービスの性質
- ・どのように製品が国際森林年のメッセージと関連しているか
- ・申請者のロゴ使用による利益の見込み
- ・予算概要。これは、2011年国際森林年の準備又は2011年国際森林年の活動実施のための地域的・国内的・国際的活動に要する支出及び全ての寄付や使用料を示すこととする。

営利団体はロゴを使用する前に、国連森林フォーラム事務局による契約書の署名を得なければならない。特に、このような契約は責任免除に関する規定（5ページ参照）を含まねばならない。また、このような契約は上記に列挙した情報の詳細を含む、ロゴ使用に関する条件を備えなければならない。

d. ロゴの使用期間

国際森林年のロゴは2010年7月から2012年6月までの2年間使用される。この期間は2010年の国際森林年の準備段階、2011年の国際森林年の祝い、2012年の事後報告を含む。

この国際森林年のロゴは主に広報的使用を予定している。とりわけ、ウェブサイト、ポスター、冊子、書籍、ビデオ、プレゼンテーション、横断幕、挿絵やアニメーションである。

04

III. 権利

記載した目的のため2011国際森林年のロゴの使用を許された申請者は全て、以下の責任免除についての規定に従わなくてはならない。

- ・申請者は活動が準拠法に沿って行われることに責任を負う。また、活動から生じる危険に対して適切な保険をかけることに責任を負う。
- ・国連は署名者の活動に対し、いかなる責任も想定しない。

・申請者は無害でありつづけ、また、ロゴ使用の結果として国連とその職員に対して生じる訴えに対し、国連とその職員を擁護する。

ロゴが情報や資金調達のために使用される場合、申請者は責任免除書に署名しなければならない。営利団体により使用される場合は、責任免除についての上記規定は申請者が署名する契約に組み入れなければならない。正しく記載された責任免除書及び契約は全て、提案された活動が行われる前に国連森林フォーラム事務局によって受理されなければならない。

IV. 問い合わせ

お問い合わせは以下にお送り下さい。

国連森林フォーラム事務局

担当：国際森林年 2011 チーム環境社会事務部門（DESA）

1 United Nations Plaza, DC1-1245, New York, NY10017, USA

FAX : +1 917 367 3186

Email : forests@un.org

05

責任免除書

「2011 国際森林年」のロゴ使用のための責任免除

下記の署名者は、国連フォーラム森林事務局に対する 日付けの申請書で説明したとおり国際森林年のロゴを使用するに当たり、以下のことを認める。

- a. 活動が準拠法に沿って行われることに責任を負う。また、活動から生じる危険に対して適切な保険をかけることに責任を負う。
- b. 国連は署名者の活動に対し、いかなる責任も想定しない。
- c. 申請者は無害でありつづけ、また、ロゴ使用の結果として、国連とその職員に対して生じる訴えに対し、国連とその職員を擁護する。

署名 _____

氏名 _____

所属 _____

団体名 _____

メールアドレス _____

日付 _____

署名した権利放棄証書を下記に送って下さい。

国連森林フォーラム事務局

担当：国際森林年 2011 チーム環境社会事務部門（DESA）

1 United Nations Plaza, DC1-1245, New York, NY10017, USA

FAX : +1 917 367 3186

Email : forests@un.org